北秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市規則第35号

北秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北秋田市職員の退職管理に関する規則（平成28年北秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第３号中「市が定める額」を「当該地位に就くこととなった日から起算して１年間につき160万円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（資料）北秋田市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改正後	改正前
（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第17条　条例第３条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （１）・（２）　（略） （３）　営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就くこととなった日から起算して１年間につき160万円以下の報酬を得る場合	（任命権者への再就職の届出を要しない場合） 第17条　条例第３条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （１）・（２）　（略） （３）　営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市が定める額以下の報酬を得る場合